

個人情報保護条例の改正に関する建議

宮城県個人情報保護審査会

平成 1 5 年 1 0 月 3 1 日

第1 対象実施機関の拡大

公安委員会，警察本部長を実施機関に加えることについて

(定義)

実施機関は，知事，公営企業管理者，病院事業管理者，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，公安委員会，警察本部長，地方労働委員会，収用委員会，海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

個人情報取扱事務の登録簿の作成及び閲覧，個人情報取扱事務を新たに開始する場合の登録簿への登録，廃止した場合の抹消等の規定は，次の各号に掲げる個人情報取扱事務については，適用しない。

- (1) 県の職員又は職員であった者に係る人事，給与，福利厚生等に関する個人情報取扱事務
- (2) 犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか，宮城県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務

【趣旨及び内容説明】

1 実施機関に加えることの必要性について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第5条で，地方公共団体は，区域の特性に応じて，個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し，及びこれを実施する責務を有すると規定されている。また，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）では，国家公安委員会及び警察庁についても，個人情報の取扱いについて当該法律の各規定が適用されるとともに，自己情報開示請求等の対象とされる個人情報を保有する行政機関とされている。

現在，本県の個人情報保護条例（以下「条例」という。）では，公安委員会及び警察本部長は，犯罪捜査等及び他の都道府県警察活動への影響等，警察業務の特徴，問題点等を踏まえ，実施機関には含まれていない。しかし，公安委員会及び警察本部長は，膨大な個人情報を収集し，利用し，提供し，及び管理保有する執行機関であり，個人情報の保護対策を講ずる必要性があることは，他の実施機関と異なるところはない。また，地方公共団体である都道府県に置かれる機関であることから，地方公共団体として個人情報の適正な取扱いを確保・実施するとして個人情報保護法の責務が当然に課されるものである。

このことから，個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り，もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与する条例の目的を徹底するため，本県の全ての執行機関を条例の実施機関とする必要性があり，公安委員会及び警察本部長も実施機関に加えることが適当である。

2 改正の方向及び考え方について

(1) 警察活動及び業務等の特殊性への配慮

公安委員会及び警察本部長（以下「県警等」という。）を実施機関に加えるべきであるとはいえず、一般に警察業務は、警察法第2条第1項で犯罪の予防、鎮圧又は捜査活動のほか、公共の安全と秩序の維持のための幅広い業務に当たることがその責務とされているとともに、同法では、各都道府県それぞれの管轄区域でその責務に任ずることを原則としつつも、犯罪等の警察事象の広域性等のため、当該管轄区域だけの利益を追求していたのでは、全国的な視野から非効率であるというだけでなく、自らの責務の達成もできないことになることから、各都道府県警察相互間の関係等について、管轄区域外への権限、捜査共助、共同事案処理等極めて広範囲にわたり協力義務が課されている。

その責務の遂行上、必要とされる個人情報の収集、利用及び提供等の活動は、一般の行政的業務とは異なった様々な見地から行うことが要求されるとともに、個人情報の内容及び取扱いに関し、秘匿性が強く求められることは容易に想定できるところであり、その特殊性が認められるものである。

このことから、県警等を実施機関に加えた場合に、個人情報の収集、利用及び提供等の制限、開示義務をはじめとする条例上の義務の全てを課すことは、警察業務及び活動等に影響を及ぼし、その責務を遂行できない事態を招くことになり得るため、県警等が取り扱う個人情報に対しては、制度上一定の配慮をする必要性を考慮し、後述する各項目について、検討する必要がある。

(2) 県警等の取り扱う個人情報の改正における方向性

警察の業務及び活動等のうち、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行等のいわゆる司法警察に係る個人情報は、その特殊性から、条例上、一定の配慮が必要とされるのは前述のとおりであるが、その全てについて秘匿を前提とするものではなく、風俗営業等の許可、食品・環境・薬事等の衛生監視、建築規制、運転免許及び災害警備等のいわゆる行政警察に係る個人情報に関しては、条例の各規定の対象とすべきである。

このことから、条例の改正の検討に当たっては、司法警察に係る個人情報と行政警察に係る個人情報とに分類し、条例の目的を達成するため、各規定から除外、例外とする個人情報を司法警察に係る分野に限定して検討する必要がある。

そこで、各項目の検討に当たり、刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨から、司法警察分野を「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」と表記することで、限定された個人情報又は個人情報取扱事務であることを明確にするものである。また、各制限規定の中には、宮城県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で適用除外とすることができる例外事項が規定されている条項があるが、司法警察分野に係る個人情報又は個人情報取扱事務に関しては、県民等の生命、健康、生活又は財産に密接に関わるものであり、明確にする必要があることから、条例上の明文規定とすべきである。

なお、司法警察分野と行政警察分野については、検討に当たり概ね別表の概要のとおり区分とし、司法警察分野の範囲を限定して捉えるものとする。また、「その他の公共の安全と秩序の維持」に関しては、幅広く解釈されることが懸念されるが、別表記載の各項目に関連したものに限定していることに留意しつつ、拡大解釈を行わないことが前提である。これ以降の各検討項目における司法警察分野も同様の趣旨で検討していくものである。

(3) 条例第7条の適用除外について

個人情報取扱事務の登録及び閲覧の規定は、個人情報の収集、保有、利用提供等その取扱いの過程、状況等を県民等に明らかにし、個人情報の取扱いに対する不安を取り除き、県政に対する信頼を確保することを目的としているが、司法警察分野に係る個人情報取扱事務は、前記(1)及び(2)の理由のとおり、収集から利用提供に至るまでその個人情報の取扱い、保有状況等は秘匿性が高いものであることから、適用除外規定を置くことが適当である。

(4) 県警等を実施機関に加える場合の改正条例の施行時期について

条例の制定及び改廃は、都道府県固有の事務であるとともに、警察事象の広域性への影響に関しても、関係規定等の整備により、十分な措置が講じられることから、改正後においてもその業務に一定の配慮された規定になるものと考えられるが、関係法令、条例、規則との調整及び解釈上の整理の必要性、職員への周知教養、個人情報取扱事務の分類整理等に一定の事務処理期間の必要性も認められるところである。しかし、全ての実施機関において、速やかに個人情報の適正な取扱いの措置を講ずる要請からも、改正条例の施行までの期間は必要最小限とする必要があり、県警等を実施機関に加えることに関連して改正が必要となる部分の施行時期については、施行後1年以内を目途とし、できる限り速やかに施行されるよう努めることが適当である。

3 留意事項等について

(1) 司法警察分野の区分に係る留意事項について

別表の区分は、あくまでも現時点での概要であることに留意しつつ、司法警察分野に区分される場合であっても、各規定から適用除外しなくとも事務に支障を及ぼすおそれのないものも存在し得ると考えられ、当該区分において、その判断に疑義が生じる場合などには、審査会の意見を聴いた上で適用除外とするなど、その判断及び解釈は厳格に行わなければならない。また、今後、県警等において、個人情報又は事務等の分類整理をする段階においても、例示により整理をするなど、特に「その他の公共安全と秩序の維持」の解釈を拡大することなく、(2)のとおり限定的に捉えている趣旨を徹底すること。

(2) 関係法令及び組織上の調整について

国家公安委員会の各規則等において、条例と重複する規定及び警察庁との協議等が規定されていることから、必要な調整を図ること。

知事と公安委員会、警察本部長との各相互間の所轄、権限行使の範囲等の組織上の問題から、開示請求、決定その他必要な事務処理について影響が生じないように、一連の運用手続を明確にしておく必要がある。

第2 自己情報開示請求・訂正請求の対象

人事、給与、福利厚生等を自己情報開示請求、訂正請求の対象とすることについて

人事、給与、福利厚生等の職員に関する情報については、内部管理情報とはいえ、実施機関が保有する適正管理等が義務付けられた個人情報であるとともに、職員であっても条例の開示制度の活用を妨げるものではないことから、開示請求等の対象とすることが適当である。

(開示請求)

何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示の請求をすることができる。

【趣旨及び内容説明】

1 開示請求の対象とする必要性について

条例では、現在、人事、給与、福利厚生等の職員に関する情報(以下「職員情報」という。)については、県との雇用関係上生じる内部管理情報であり、その存在、内容等については職員等にあらかじめ明らかになっていること、また、個人情報保護制度の趣旨は「県民等の権利利益」の保護を目指したものであること、労使関係の不利益処分等に対する救済制度は別途処置されていることなどの理由から、条例第14条の開示請求の対象から除外されている。ただし、職員情報であっても、条例上の収集、利用及び提供等の各制限、適正管理等の規定は適用され、あくまでも条例第7条の個人情報取扱事務の登録及び閲覧並びに開示請求の対象外となるのみであるが、これにより開示前置である訂正請求も対象外とされる。

近年の公務員制度改革の動向を受け、人事等の個人情報を所管する実施機関でも人事・勤務評価をできる限りフィードバックした形で能力・業績評価制度を導入するため試行されており、いずれ当該制度・システムの中で開示の仕組みも確立されるものと考えられるが、現段階では制度化の時期等も併せ不明確な状況である。また、開示請求の対象とすることで、現状でも随時、開示又は訂正等が円滑に行われている職員情報に対し、開示請求の多発を招き、人事行政の負担増等や事務の混乱に繋がること、さらには、条例の趣旨に馴染まないことなどが懸念されるが、たとえ内部管理情報であっても実施機関に適正管理等が義務付けられた個人情報であることは、他の実施機関が保有する個人情報と異なるものではない。また、職員であっても、県民としての側面を有し、実施機関の保有する自己の個人情報に対して、条例の開示制度を活用できる権利が妨げられるものではなく、職員情報に限って開示請求等の対象外とする合理的な理由は認められないことから、開示請求の対象とすることが適当である。

なお、個人情報取扱事務の登録及び閲覧の規定に関しては、これまでの除外理由に合理性が認められることから、引き続き適用除外とすることが適当である。

2 改正の方向及び考え方について

(1) 新たな人事評価制度の取組みの中で、個別の開示制度の枠組みが確立し、それが条例と同程度の開示制度であれば、その時点で調整規定を盛り込む等の検討は必要であるが、現時点では、条例の開示請求の対象として開示制度を適用させることが適当である。

- (2) 現状の開示制度の運用において、本人に任意開示等が可能である個人情報まで、条例に基づく開示請求権を認める必要はなく、随時、開示・訂正が行われる職員情報に対して、必ずしも条例の開示制度を活用しなければならないものではないとも考えられる。しかし、職員にも権利性を付与することは、重要と考える。
- (3) 条例の目的上、実施機関が保有する個人情報に対して、その本人に開示等の請求をする権利を認め、実施機関には開示に応じる義務を課していることから、職員からの開示請求の多発による事務の停滞等は危惧されるが、職員情報以外の開示請求においても、同様の危惧は存在しており、そのことをもって職員情報を開示請求の対象から除外する理由はないものと考えられる。
- (4) 不利益処分に関する職員情報が開示請求及び訂正請求の対象になると、処分の判断の妥当性に疑義を招くことが懸念されるが、その処分も事実関係を確認した上で行われるものであるとともに、その妥当性等に疑義があれば、別途、人事委員会における救済制度が設けられており、当該制度においても事実関係を厳格に確認、審査して行われるものである。一方、訂正請求は、開示を前提とし、開示された個人情報事実（客観的に正誤の判断が行えるもの）とされるべき個人情報と一致していない場合に、訂正する事項について証明する書類等の提出を求め、個人情報の正確性を確保しようとするものである。このことから、それぞれの制度自体が異なるとともに、事実関係等はそれぞれの段階で厳格に確認されていることを踏まえると、訂正請求の対象になったことで不利益処分に疑義を招くことに繋がるものではないと考えられる。

3 留意事項等について

- (1) 人事評価等に関する職員情報が開示されることで、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生じるおそれがあるため、これらの事務に支障が生じないよう、非開示基準の規定及び解釈を明確にしておくことが必要である。

第3 収集の制限

公安委員会、警察本部長が実施機関に入る場合に新たに例外規定を設けることについて

(収集の制限)

- 1 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令(条例を含む。以下同じ。)に定めのあるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
 - (5) 国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公共団体、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)又は実施機関以外の県の機関から収集する場合で、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
 - (6) 他の実施機関から次条各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため相当な理由があると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令に定めのあるとき、又は審査会の意見を聴いた上で実施機関が当該個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要と認めるときは、この限りでない。
- 5 第1、第3及び第4については、実施機関が、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として個人情報を収集するときは、適用しない。

【趣旨及び内容説明】

1 収集制限規定から適用除外することの必要性及び改正の方向について

(1) 司法警察分野を目的として収集する場合の適用除外

条例第8条では、実施機関の個人情報の収集について、利用目的の明示及び目的の範囲内での収集、適法かつ公正な手段による収集、本人収集の原則及びいわゆるセンシティブ情報の原則収集禁止を義務付けている。

県警等を実施機関に加える場合に、司法警察分野に係る情報収集活動に関しては、項目第1の2(1)及び(2)のとおり、その特殊性から、一般的な事務処理とは異なる様々な手法及び見地によって個人情報を収集することになり、同条各項に基づいた収集を行うことは、想定し得ない形態であるなど、当該事務又は活動の適正な遂行に支障を及ぼすことは、認められるとこ

るである。また、規定上に、司法警察分野を目的とした収集に対し、支障を及ぼすおそれがある場合等とさらに限定した場合には、収集活動に直接携わる第一線の警察官等に、支障があるか否かの新たな判断や選択をその都度求めることになり、情報収集活動への混乱を招くとともに、迅速かつ的確な情報収集への影響が懸念されることも理解できるところである。

しかし、犯罪捜査規範を含む国家公安委員会規則等の関係法令において、司法警察分野に係る情報の収集及びその範囲、必要な手段等に関して一定の定めがあり、司法警察分野に係る収集であっても、関係法令の定めを逸脱した情報収集は認められるものではないことから、同条第2項の「適法かつ公正な手段による収集」の原則まで除外する理由はなく、当該規定を適用することで、関係法令等の定めに基づいた収集が義務付けられることになる。

このことから、司法警察分野を目的とする個人情報の収集に関しては、その特殊性に鑑み、同条第2項を除く、各項から適用除外とすることが適当である。

(2) 独立行政法人等及び地方独立行政法人からの収集

「項目第 16-4 独立行政法人等及び地方独立行政法人の取扱いについて」参照

2 留意事項等について

県警等が個人情報を収集する場合、司法警察分野については、適用除外規定を設けることが妥当であるが、行政警察分野については、収集制限の各規定は当然に適用されることになる。また、行政警察分野において、県警等が国及び他県等から個人情報を収集する場合には、本人収集原則の例外である同条第3項第5号で例外とすることは可能であるが、あくまでも事務の執行上やむを得ないと認められる場合に限られることに留意する必要がある。

第4 利用及び提供の制限

1 例外規定の見直し

(利用及び提供の制限)

1 実施機関は、個人情報を取り扱う目的以外の目的で個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 法令に定めのあるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 出版、報道等により公にされているとき。

(5) 専ら学術研究等の目的のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合で、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。

(7) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持を目的として、前号に規定する者以外の者に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があると認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を使用することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。

【趣旨及び内容説明】

1 利用及び提供の制限の例外規定を見直す必要性及び改正の方向について

(1) 司法警察分野を目的とする外部提供の例外規定の追加

条例第9条は、収集した実施機関が保有する個人情報について、収集した際の利用目的以外の利用又は提供することを原則として禁止し、実施機関以外の者へ提供することが、社会公共の利益、個人の権利利益の確保、行政運営の効率性等の一定の場合に限定し、目的外の利用及び提供を行えることとしている。

県警等を実施機関に加える場合には、項目第1の2(1)及び(2)の理由から、県警等では司法警察分野に係る個人情報の提供において、同条各号の例外規定以外の形態による外部提供を行う場合もあり、特に同条第6号に規定する国、他の地方公共団体等の公的機関以外の者への提供を考慮する必要性が認められることから、当該機関以外への目的外提供について例外規定を設けることが適当である。ただし、司法警察分野に係る事務の目的の達成に必要な場合であっても、実施機関以外の者へ提供すること、さらに、公的機関以外の者へ提供することは、個人の権利利益の侵害にも関係する不測の事態を招く可能性がより高くなるおそれることから、目的達成のために必要最低限の個人情報の提供とし、かつ、提供することに特別な理由がある場合に限定することが適当である。

なお、「特別な理由」とは、少なくとも他の公的機関に提供する場合と同程度の公益性があり、かつ、当該個人情報の提供を受けなければ、提供先の業務の目的を達成することが困難な場合等の理由が求められることになると考える。

(2) 独立行政法人等及び地方独立行政法人への提供

「項目第 16-4 独立行政法人等及び地方独立行政法人の取扱いについて」参照

3 留意事項等について

(1) 同条第 6 号は、「事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当の理由があると認められるとき」には、国及び他都道府県等への提供が認められており、「相当の理由」とは、公の機関相互の目的外利用及び提供が客観的にみて合理的な理由があると認められる場合であるが、当該例外規定では、収集した個人情報がかかり広範に提供することができるとの疑義がある。

個人情報は、収集した目的の範囲内で利用するものであり、目的外利用又は提供は、例外であることを再認識した上で、実施機関と公的機関相互間の提供においても、「相当の理由」には、本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合には提供してはならない旨の解釈も含まれていることはもちろんであり、その判断は厳格に行われなければならない、提供先が公的機関であることを理由に、安易に個人情報が提供され、不測の事態が生じることのないよう、実施機関の職員等への周知徹底に努める必要がある。

(2) 司法警察分野及び行政警察分野においても、県警等が国及び他県等に対し個人情報を提供する場合には、同条第 6 号により提供することは可能であるが、あくまで事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当の理由があると認められる場合に限られ、また、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう留意する必要がある。

第4 利用及び提供の制限

2 提供を受ける者に対する措置要求を規定することについて

(提供を受ける者に対する措置要求)

実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受ける者に対し、当該提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

【趣旨及び内容説明】

1 規定の必要性について

条例第9条各号については、項目第4 - 1で述べたとおりであるが、例外により実施機関以外のものへ提供した後、県では何ら提供先における個人情報の取扱いに関与することはできず、提供先の自主的な適正管理に委ねるしかない。提供先において当該個人情報が漏えいする事案等が発生した場合には、当該個人情報を提供した県にも、道義的な責任は免れないものと考えられ個人情報の適正な取扱いを義務付けている条例上も問題であると考えられる。

このことから、実施機関以外の者に個人情報を提供する場合に、実施機関が提供する個人情報の内容、提供方法、提供先の利用目的や管理体制等を客観的に判断し、提供する個人情報の取扱いに関し、必要な制限又は措置を求めることができることを条例に規定することが適当である。

2 改正の方向及び考え方について

- (1) 措置要求は、提供先に義務を課す強制力がないことから、実効性の観点において疑問が残るが、外部提供に伴う漏えい等の危険性の担保として、規定することは妥当であり、措置要求ができる範囲は、極力限定せず、実施機関以外の者に提供する全般を捉えて、可能としておくことが適当である。国や他都道府県への提供の場合でも、利用期間の制限及び利用後の返却等の措置を要求することは可能であり、措置要求を幅広く捉えておくべきである。
- (2) 委託等の場面でも、外部提供と捉える余地があり、委託先に対する措置要求も可能とすべきとする議論もあるが、条例第13条で実施機関の必要な措置及び個人情報取扱事務の外部委託基準が規定されており、委託先への措置要求は、同条において可能とされている。
- (3) 措置要求が必要か否かの客観的判断を行うに当たり、県が提供先の管理体制等を確認することが困難な場合もあると考えられることから、措置要求をする場合は、提供前に可能な限り、提供を求められた個人情報の内容、提供先の利用目的・方法・期間、管理体制等を文書により報告を求めることも一つの手法である。
- (4) 「必要な制限」とは、提供する個人情報の取扱者の範囲、利用期間、提供先以外の者へのさらなる提供の禁止、消去・返却等の利用後の取扱いの指示等を求めることが考えられる。
- (5) 「必要な措置」とは、個人情報の漏えい、紛失及びき損等の防止その他適切な利用管理体制の確保、取扱要領等の整備、職員等への指導・監督等を求めることが考えられる。

3 留意事項等について

- (1) 措置要求後も必要に応じて、利用及び管理状況等の報告を求めるなど、可能な限り提供先の取扱いを確認しておくことが望ましい。
- (2) 措置要求を行う場合は、要求した内容等に関して、疑義が生じないよう書面で行うべきである。
- (3) 提供先が、措置要求に反した不適正な取扱いを行い、個人の権利利益を侵害した場合等には、違反行為に対する抑制として、措置要求を実効性のあるものとするため、違反事実の公表及び今後の提供の中止等を検討する余地がある。

第5 オンライン結合

オンライン結合による個人情報の提供の制限に例外規定を設けることについて

(オンライン結合による提供の制限)

- 1 実施機関は、個人情報取扱事務を電子計算機を使用して処理する場合にあっては、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。
- 2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の実施機関以外のものへの提供を開始しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かななければならない。その内容を変更しようとするときも同様とする。ただし、オンライン結合により実施機関以外のものに提供することが、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令に定めのあるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (5) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持を目的として実施機関が保有する個人情報を警察庁に提供するとき

【趣旨及び内容説明】

1 オンライン結合による個人情報の提供の制限に、例外規定を設けることの必要性について

条例第10条第1項では、オンライン結合により実施機関以外のものに個人情報を提供する場合は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、原則として禁止し、同条第2項で、オンライン結合による個人情報の提供を開始する場合は、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならないとされている。

しかし、当該提供の開始に一律に審査会の意見を求めることは、本人の同意がある場合や法令に定めがあるとき、社会公共の利益及び個人の権利利益の確保等の要請が優先する場合等、必ずしも審査会の意見を必要としない場面において、事務処理の停滞又は非効率性を招き、ひいては公益を害する場面も想定され得るとともに、急速なIT社会の進展による電子県庁の実現といったネットワークを利用した迅速な情報処理も必要不可欠とされているところである。

一方、オンライン結合による個人情報の提供は、瞬時に大量の個人情報を処理、送信できるとともに、随時回線に接続できることから、誤利用又は不正アクセス等により受ける個人の権利利益の侵害の程度は、甚大なものになりかねず、常に個人の権利利益の侵害の防止を図ることが当然に要請されるものである。

このことから、同条第1項の規定を改正する合理性はなく、同条第2項に関しても、社会公共の利益等と提供による危険性を衡量し、一定の場合にのみ例外とすることが適当である。

2 改正の方向及び考え方について

(1) 第2項に例外規定を設ける場合と第1項との関連

オンライン結合による提供は、前述のとおり不測の事態が発生した場合に与える被害は甚大なものになりかねないことから、同条第2項の例外とされる事務であっても、同条第1項の「公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合」でなければ、実施機関は当然にオンライン結合により個人情報を提供することはできないものであり、同条第1項まで例外とするものではない。

(2) 審査会の意見を要しない場合

次の場合には、審査会の意見を聴く必要性に乏しいことから、例外とすることは適当である。

- ・ 本人の同意があるとき
- ・ 法令に定めがあるとき
- ・ 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- ・ 出版、報道等により公にされているとき

なお、これらの考え方については、条例第9条第1号から第4号までと同義である。

司法警察分野を目的とする個人情報のオンライン結合による提供

警察庁及び各都道府県警察は、項目第1の2(1)のとおり、警察責務の達成は本県のみでの活動だけでは到底達成されるものではない。さらに、犯罪の広域化又は複雑化、組織的集団的犯罪の増加、交通事故及び取締りなどの事象が、全国のどこでどのような形態で発生するかは予想できるものではなく、第一線の警察官は、その対応のため、迅速で正確な情報が常に要求されるものであるとともに、必ずしも被疑者等の情報を管轄区域の警察が保有しているとは限らないことから、警察庁及び各都道府県警察間において情報を共有化する必要性、業務の効率化、合理化等から全国的なコンピュータ・ネットワークを構築し、運転免許保有者データ等を警察庁のコンピュータで管理しているとともに、各都道府県警察が被疑者写真、犯罪手口原紙等の画像情報、被疑者の指紋・掌紋等を警察庁のコンピュータに登録し、各都道府県から検索できるよう整備されている。

また、秘匿が前提となる個人情報をオンラインにより提供、管理、検索照合することになるため、現に運用されているシステムでは、情報通信基盤は自営の多重無線回線、衛星通信回線等で構成されているほか、情報セキュリティポリシーによる対策を推進するなど、万全な対策が講じられている。

以上から、警察間において情報を共有することは公益性が高く、かつ、個人の権利利益の侵害防止のための措置も講じられており、警察庁へ提供することに関しては、改めて審査会の意見を聴く必要性がないとも考えられる。しかし、条例第10条第1項の趣旨及び同条第2項の審査会の関与の規定は、セキュリティ対策の確認はもちろんであるが、提供される個人情報の内容及び性質を確認し、制限なく提供されることを防止することにその本質があることから、例外とされる個人情報は極力限定して捉えるべきである。

よって、司法警察分野に関しては、その個人情報の性質及び業務の特殊性に鑑み、警察庁に提供する必要性が認められるところであるから、当該分野に限定して、例外とすることが

適当である。

3 留意事項等について

- (1) 個人の権利利益の侵害の防止措置が十分に執られているかどうか等，セキュリティに関する事項の判断については，他の専門機関による判断を加えるなど，遺漏のないように行うことが必要であるとともに，その判断は公平中立に行うべきであることから，内部組織ではなく，第三者機関による審査体制を確立すべきである。
- (2) 警察間における情報通信基盤等に万全のセキュリティ対策が講じられていても，ソーシャルエンジニアリングによって，セキュリティの根幹部分が崩壊することになるため，管理者及び組織内部での機密情報の管理ルール等に関しても，厳格に徹底しなければならない。また，警察間の相互通信とはいえ，必要な事項については，法令化することが望ましい。
- (3) 行政警察分野の個人情報の提供に関しては，例外としないことから，現に供用している部分に関しては，項目第1の2(4)のとおり，県警等に関連して改正が必要となる部分の施行時期までに，審査会の意見を聴かなければならないことに留意すること。

第6 開示請求権

1 未成年者の個人情報に対する親の代理請求権について

未成年者である子どもの個人情報について法定代理人の親が開示請求する場合にあっては、本人意思の尊重及びその手法と法定代理制度及び各規定との均衡を衡量するとともに、親子関係への影響等を勘案し、非開示基準に「未成年者の権利利益を害するおそれのあるもの」を創設し、開示請求に係る未成年者の個人情報の性質を考慮した客観的な判断を行うことで、未成年者本人の権利利益の保護を図ることが適当である。

【趣旨及び内容説明】

1 親の代理請求権に係る条例上の取扱いについて

条例第14条第1項で認めている開示請求の権利は、個人情報という性質、本人関与の原則から、自己を本人とする個人情報の開示を請求できる権利であり、原則本人にのみ認めることを定めた上で、本人が開示請求をすることが困難な者を考慮し、同条第2項で法定代理人に限定して、代理請求権を付与しているものであるが、未成年者の法定代理人は、任意代理人とは異なり、代理行為を行う一定の義務が課せられ、その代理行為に本人の同意を要しないため、本人の意思に関わらず開示請求を行える権利を有している。ただし、未成年者であっても、制度上、当該本人の開示請求を妨げているものではない。

一方、個人情報保護制度上、個人情報の中心はあくまでも本人の意思にあり、本人関与の原則の観点からは、たとえ未成年者であっても、親に知られたくない又は知らせるべきではない個人情報もあり、当該未成年者が乳幼児等である場合はさておき、意思能力を有する一定年齢以上の未成年者の個人情報については、たとえ親であっても他者の介入を極力認めるべきではないとする考え方からは、親による開示請求は、親権行使の一形態としてではなく、真に本人の権利利益の保護を目的としたものでなければならないと解することもできる。

そこで、一定年齢以上の意思能力を有する未成年者の親が開示請求を行う場合には、当該未成年者本人の意思を尊重するため、開示・非開示について意思確認を行う方法が考えられるが、一定年齢以上の未成年者であっても当該個人情報の性質及び開示制度自体等を的確に把握した上で、意思を表明することができない場合もあること、当該未成年者と法定代理人との関係によっては、未成年者が自由に意思を表明できない場合も想定される。また、一定年齢以上の未成年者については、法定代理人の開示請求権を制限する方法も考えられるが、条例で法定代理人に開示請求権を付与した趣旨及び親の開示請求に合理的な理由がある場合もあるとともに、親子関係への影響及び条例の各規定の運用上との不都合が生じることが懸念される。

これらのことを総合的に勘案すると、親の代理請求権に対しては、条例上では特に制限せず、現行のとおりとすることが適当であると考えるが、未成年者本人の個人情報を親に開示することで、親子間の利益が相反する場合は想定されうるところであり、法定代理による場合でも、未成年者本人の権利利益の保護は当然に要請されるところであるから、非開示基準に「未成年者の権利利益を害するおそれのあるもの」を創設し、開示請求に係る個人情報の性質を考慮した客観的な判断を行うこととすることが適当である。

第6 開示請求権

2 死者の個人情報に対する遺族等の開示請求について

(開示請求)

死者の個人情報については、次の各号に掲げる者(以下「遺族」という。)は、開示請求をすることができる。

- (1) 当該死者の配偶者(届出をしていないが、当該死者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)及び当該死者の子
- (2) 当該死者の父母(前号に掲げる者がいないときに限る。)
- (3) 当該死者の2親等の血族(前2号に掲げる者がいないときに限る。)

【趣旨及び内容説明】

1 規定の必要性について

死者の個人情報は、一般的には個人情報の消去等を図り保護すべきであるところ、実施機関の個人情報取扱事務の性質上、死者の個人情報であっても、当該事務の目的のため、保有管理しなければならない場合もあり、また、収集し、利用及び提供する場合等もあり得ることから、条例上の適正管理義務等の各規定においては、保護対象となる個人情報である。

そもそも、自己情報開示請求権は、個人情報の適正な取扱いに関する規範の実効性を担保し、訂正請求権等とともに本人関与を構成する重要な一連の要素であり、自己情報の開示を受けることは、請求者が実施機関の保有する自己の個人情報を取得する要素と開示後の訂正請求、利用停止請求が担保されることで、本人が実施機関の保有する個人情報の正確性を確認及び確保し、誤った個人情報による行政処分等を回避し、個人の権利利益の侵害の防止を図る要素を併せ持つものである。

しかし、本人に限定されている自己情報開示請求権等を死者が権利行使することは実質的に不可能であり、死者の個人情報は、原則開示請求の対象にはなり得ず、さらには、開示前置である訂正、利用停止請求についても不可能となり、何人も実施機関の保有する死者の個人情報の取扱いを開示請求により、確認することができないことになる。

一方、死者の個人情報であっても、個人の人格権が遺族等に及ぶ場合、相続した財産に関する情報等、その遺族の個人情報と見なせる場合には、個人情報の範囲を限定して開示請求権を認めるとする議論もあるが、死者の個人情報の適正管理を確保する観点からは、一定範囲の個人情報にのみ留まることになるとともに、運用上もその解釈において差異が生じるおそれがある。

このことから、死者と密接な関係にある遺族には、開示請求権を認め、実施機関の保有する死者の個人情報の適正な取扱いを確保することが適当であるが、個人情報保護制度上、個人情報の本人以外の開示請求権については、極力限定すべきであり、たとえ遺族であっても一定の範囲に限定した上で、認めることが適当である。

2 改正の方向及び考え方について

- (1) 「遺族の範囲」は、前述のとおり極力限定する必要性から、民法の法定相続人を参考とし、かつ、生前の故人とより密接な関係にあると推測できる者及び法定相続順位に考慮し、一定の者がいる場合には、その他の者は認めないなど、第一義的には配偶者、子、当該者がいなければ

ば父母といったように、段階的に範囲を限定した上で認めることが適当である。

- (2) また、生前の故人と内縁関係にある者についても、縁故関係は深く、他法令においても保護されている例が多いことから、配偶者と同様に取り扱うことが適当である。

3 留意事項等について

- (1) 開示手続を厳格に行う必要性から、遺族本人の身分証明書等のもとより、遺族であることを証明するための戸籍謄本等を、確認しなければならないことは当然である。
- (2) 遺族間で、遺産等の争いがあるような場合であっても、遺族に開示請求を認める趣旨からは、そのことを理由として開示請求権を制限するといった運用を行うべきではない。

第6 開示請求権

3 任意代理人の開示請求権について

個人情報保護制度の原則及び現行の運用手続に照らし、請求者の利益及び利便性は確保されていることから、任意代理人にまで開示請求権を認めることは適当ではない。

【趣旨及び内容説明】

1 任意代理人による開示請求権について

条例第14条第1項で認めている開示請求の権利は、個人情報という性質、本人関与の原則から、自己を本人とする個人情報の開示を請求できる権利であり、原則本人にのみ認めることを定めた上で、本人が開示請求をすることが困難な者を考慮し、同条第2項で法定代理人に限定して、代理請求権を付与しているものである。

また、条例第15条第2項では、請求者が開示請求に係る個人情報の本人であることを厳格に確認するため、請求時に身分証明書等の提示を義務（開示を受ける場合も同様）付けていることから、開示請求者は必然的に来庁の上、開示請求することを余儀なくされる。そのため、運用により、病気又は身体障害等のやむを得ない場合に限り、郵送による開示請求を認めており、一定の範囲で、請求者の利益に配慮した運用を行っているところである。

一方、病気等の症状、心身の状態等によっては、上記運用だけでは、開示請求に対応できない場合も想定され、病気又は障害で、来庁できないやむを得ない場合に限り任意代理を認めるべきではないかとの議論がある。

他方、弁護士等には、その職務上守秘義務が課せられていることから、一定の有資格者に任意代理を認めても、個人情報は保護されると考えられる余地もある。ただし、この場合には、職務上の代理か私的な代理かを請求時に確認することは困難であるとともに、法令に基づく照会等が別途可能であること、また、この場合でも本人が来庁すれば開示請求は可能であることから、特段、限定して任意代理を認める合理的な理由はない。

よって、「やむを得ない場合」に任意代理を認めるか否かの問題となるが、開示請求権を拡大することによる請求者の利益と限定することにより保護される個人の権利利益とを比較衡量した場合、一定の配慮された運用がなされていること、運用手続によることができない場合は極めて稀であること、さらに、偽りその他不正な手段により開示を受ける危険性が高まり、保護されるべき個人の権利利益が侵害されることに繋がることも懸念されることから、個人情報の保護を優先させるべきである。

このことから、任意代理人にまで開示請求権を拡大する合理的な理由はなく、現行の規定及び運用手続とすることが適当である。

第7 開示決定

1 開示決定の失効期間を設けることについて

(開示の方法)

- 1 実施機関は、開示請求に係る個人情報を開示する旨の決定をしたときは、開示請求者に対し、文書、図面又は写真については閲覧又は写しの交付により、スライドフィルム又は電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。
- 2 閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、第1により個人情報を開示する場合に、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、第1に関わらずその写しにより、これを行うことができる。
- 3 第1により個人情報の開示を受ける者は、実施機関から開示決定の通知があった日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき、正当な理由があるときは、この限りではない。
- 4 第1により個人情報の開示を受ける者は、自己が当該開示決定に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が指定するものを提出し、又は提示しなければならない。

【趣旨及び内容説明】

1 開示決定の失効期間を設けることの必要性について

条例上、開示決定から開示を受けるまでの期間について、何ら制限はなく、現状の運用においては、開示決定後、開示の日程を調整の上、通知することとし、円滑な開示の実施に努めているところである。

しかし、実施機関には、随時最新の正確な個人情報に更新することが要請されており、請求者が長期間開示を受けず、相当の期間経過後に開示を受けた場合、開示を受けた時点での実施機関が現実に保有する開示請求に係る個人情報の内容及び取扱いと、開示決定時点の個人情報とが異なる場合もあり、開示前置を要求する訂正又は利用停止請求との関連において、支障が生じる。

また、実施機関は、前述のとおり正確性の確保、保有の必要がなくなった個人情報の廃棄等、適正管理を要請されており、開示を実施せずに個人情報が記録された行政文書を長期間保管することについても、個人情報の適正管理の観点から問題がある。

このことから、開示決定の通知があった日から開示を受けるまでの間に、一定期間の制限を設けることは、適当である。

2 改正の方向及び考え方について

- (1) 失効期間については、行政処分に対する救済手続に関し、行政不服審査法による審査請求期間が「処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内」とされていること及び行政事件訴訟法による取消訴訟の出訴期間が「処分又は判決があったことを知った日から3か月以内」とされており、争訟の機会の確保の観点から90日とすることが相当である。また、開示を受けた個人情報の内容及び取扱いの状況が、開示時点と異なることにはならない相当の期間と考えられる。

(2) 開示決定が失効しても、再度の開示請求を妨げないため、失効期間を設けることが請求者の権利の制限にはならないと考えるが、開示請求者が失効期限までに開示を受けることができない特別な事情（入院等）は考慮する必要がある。

3 留意事項等について

実施機関は、請求者から何ら連絡もなく、開示を受けに来庁しない場合であっても、開示決定の通知があった日から90日以内に、開示を実施することができるよう、請求者に連絡又は通知するなど、円滑な開示の実施に努めることに留意する必要がある。

第7 開示決定

2 裁量的開示を規定することについて

(裁量的開示)

実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

【趣旨及び内容説明】

1 裁量的開示を規定することの必要性について

開示請求者の個別具体的な事情を考慮し、非開示情報により保護される利益と個人の権利利益を比較衡量することにより、個人の権利利益が優先される場合があり得ることから、非開示情報に該当する情報であっても、実施機関の裁量により開示できることとする規定を設けておくことは適当である。

2 改正の方向及び考え方について

個別の事例について開示・非開示の判断を行い、非開示情報には該当するが、個人の権利利益を保護するために必要とされる場合、実施機関の裁量により、個々の事情を考慮し、特例的に非開示情報を開示するという取扱いが妥当である。

3 留意事項等について

開示請求者の個人情報に、開示請求者以外の第三者の情報が含まれている場合は、当該第三者の権利利益の保護に配慮する必要があることから、項目第11の第三者照会と関連付けることが必要である。

第8 非開示基準

1 非開示基準を見直しすることについて

(個人情報の開示義務)

1 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に、次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令の定めるところにより、当該個人情報を開示することができないとされている情報

(2) 開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人等に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員(地方独立行政法人法第47条に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。))並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 県又は国等(国、独立行政法人等又は他の地方公共団体その他の公共団体若しくは地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは県の機関相互又は県の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるもの。

(6) 県の機関又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれのあるもの。

イ 監査，検査，取締り，試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ

ホ 県，国若しくは他の地方公共団体が経営する企業，独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し，その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって，開示することにより，当該未成年者又は成年被後見人の利益を害するおそれのあるもの

2 実施機関は，開示請求に係る個人情報に第1の各号のいずれかに該当する個人情報とそれ以外の個人情報とがある場合において，これらの部分を容易に，かつ，開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは，第1の各号のいずれかに該当する個人情報に係る部分を除いて，開示しなければならない。

【趣旨及び内容説明】

1 非開示基準を見直す必要性について

自己情報の開示請求があった場合，請求者本人の情報は，原則として全て開示すべきであるが，開示請求に係る個人情報の中に開示請求者（法定代理人による開示請求の場合にあっては，個人情報の本人）以外の個人に関する情報が含まれている場合又は行政の公正な執行を通して公共の利益を確保するような合理的な理由があるときなどには，限定的に開示しないことができることとしたものが非開示基準である。

公安委員会，警察本部長が実施機関に加わる場合には，項目第1の2(1)及び(2)の理由から，公共安全情報に関し，現行条例の非開示事由について，規定の見直しの必要があるとともに，現行条例の非開示事由は，同種の情報であっても，別号により，別の非開示事由として規定されているものがあること，また，非開示事由の内容が必ずしも明確にされていないものがあることから，見直しを行い，非開示基準を明確に規定することが適当である。

2 改正の方向及び考え方について

(1) 非開示情報について，開示請求者等が理解しやすい構成とし，明確に規定すべきである。

(2) 法令の定めるところにより開示することができないとされているものについては，たとえ自己の個人情報であっても開示することはできないので，議論の余地はない。

(3) 指導，評価等情報については，実施機関及び国の行政機関等，実施機関以外の機関並びに民間の法人が行うものも含まれるが，実施機関が保有する個人情報は，民間の法人から受け取ったものであっても，当該個人情報を取り扱う目的を達成するために必要な限度で収集した情報でなければならないことから，開示することにより事務事業の適正な遂行に支障が生じるおそれのある情報については，県又は国の機関が行う事業執行過程情報で非開示とすることが可能と考える。また，実施機関以外の行政機関との協力関係情報については事業執行過程情報と同種の情報として取り扱うことが可能であることから，これらの規定を統合整理した上で，詳細

に規定し直すことが適当である。

- (4) 開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合について、条例第 14 条第 4 項第 3 号は、必ずしも実際の解釈に沿って明確に規定されているとは言えない。このため、開示請求者以外の第三者に関する情報を非開示とする場合を本文に明確に規定し、第三者の個人情報であっても開示請求者に対して開示する場合について、ただし書きに明確に規定することが適当である。
- (5) 同条同項 4 号の法人及び個人が営む事業に関する情報について、条例の各規定ぶりとの整理を図るとともに、法人情報であっても開示する場合について、ただし書きに明確に規定することが適当である。
- (6) 司法警察分野に係る個人情報の非開示基準（公共安全情報）に関しては、項目第 1 の 2 (1) 及び(2)の理由並びに秘匿性等の性質上、公開を原則とする司法審査の場において、公共安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼすおそれの立証を求められた場合に、県警等が秘匿すべき捜査情報等を提示することなく、具体的にその立証をすることには困難が伴うものと考えられる。また、行政機関個人情報保護法及び情報公開条例においても、公共安全情報は第一次判断権を尊重する規定とされており、司法審査の場における立証等の範囲も今のところ明確にはなっていない。したがって、実施機関の判断に相当の理由が認められる限り、それを尊重する規定とすることが適当である。ただし、それにより県警等において非開示の範囲が広がることがあってはならない。今後の条例の運用や他法令等の状況等を見ながら、必要があれば、見直しを検討するものである。

なお、条例で開示請求の対象になるのは、行政文書ではなく、行政文書に記録されている個人情報であり、行政文書そのものを開示請求の対象とする情報公開条例とは、その性質が異なることから、情報公開条例の予算関係文書とそれ以外のものとの文書の性格により区別した非開示基準とする必要はないと考える。

- (7) 独立行政法人等及び地方独立行政法人に関しては、「項目第 16-4 独立行政法人等及び地方独立行政法人の取扱いについて」参照
- (8) 未成年者の個人情報について、当該未成年者の法定代理人から開示請求があった場合に、法定代理人は個人情報の本人に代わって開示を受けることから、児童虐待を受けている児童の居所が記録された児童記録等の事例では、当該未成年者と法定代理人の利益が相反することになる。このような場合、条例に規定する非開示基準では、個人情報の本人の権利利益を保護することができないため、未成年者とその法定代理人の利益が相反する場合に、非開示とすることができるよう、非開示基準を新設すべきである。また、成年被後見人についても、未成年者の場合と同様に取り扱うべきである。また、項目第 6-1 のとおり、法定代理人の開示請求権を制限せず、開示請求に係る個人情報の性質を考慮した客観的な判断を実施機関が行うことで、未成年者の利益保護を図るとした趣旨から、実施機関がその判断の段階で、利益相反の明白性を確認できない場合も想定されうることを考慮し、非開示基準においては、「利益を害するおそれのあるもの」とすることが適当である。

さらに、成年被後見人についても、法定代理人と利益相反する場合がありますが得ないことではないと考えられることから、未成年者の場合と同様に取り扱うべきである。

なお、この場合であっても、他の非開示基準で非開示となる場合を妨げるものではない。

3 留意事項等について

- (1) 非開示情報から除外されているただし書きについて、裁量的開示との関係及び第三者照会との関連に留意すること。
- (2) 存否応答拒否に関する規定との関係に留意すること。

第8 非開示基準

2 存否応答拒否を規定することについて

(個人情報に関する情報)

開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨及び内容説明】

1 存否応答拒否を規定する必要性

開示請求に対しては、通常、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにし、その上で開示・非開示の判断を行うものである。

しかし、探索的な請求など、開示請求者に対し、個人情報が存在する又は存在するが非開示情報に当たると回答するだけで、当該個人情報を開示した場合と同様、非開示情報として保護すべき利益が害される場合もある。特に県警等が実施機関に加わる場合には、項目第1の2(1)及び(2)のとおり、保有する個人情報の性質上、当該拒否処分によらなければ、非開示情報の保護利益を著しく侵害することになることから、個人情報の存否を明らかにせず、開示請求を拒否する決定ができるよう規定することが適当である。

2 留意事項等について

(1) 存否応答拒否は、処分性を持つため、理由提示の義務を伴うとともに、不服申立て、取消訴訟の対象となることから、教示も当然に必要である。

(2) 存否応答拒否については、例外的な規定であること、また、個人情報という情報の性質上、本人の関与が予定されており、適用に当たっては厳格に解釈しなければならず、その誤用又は濫用を防止する必要性が認められるが、当該拒否処分に対して、不服申立てがなされなければ、審査会では、当該処分の実施機関の判断、適用状況等について何ら関与することができない。

このことから、存否応答拒否処分に該当する開示請求に関して、第三者機関である審査会に対し、決定前に事前照会又は事後報告を行い、誤用又は濫用を防止するための確認体制を整備することが考えられるが、請求者の開示を受ける権利及び実施機関の開示決定までの期間を勘案するとともに、不服がある場合には、別途救済手続よることができることなどを踏まえると、事前照会制度を設けることは困難と考えられる。しかし、事後報告に関しては、支障がないものと考えられ、当該処分を行った場合には、審査会への事後報告による確認体制を確立することが必要である。

第9 訂正請求

訂正請求が行える期間を規定することについて

(訂正請求)

- 1 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報に事実と合致していないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって訂正請求をすることができる。
- 3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【趣旨及び内容説明】

1 訂正請求が行える期間を規定することの必要性について

訂正請求は、実施機関が保有する個人情報について利用目的の達成に必要な範囲で正確性を確保する要請を受けたものであり、利用停止とともに、開示から一連の本人関与の仕組みを構成する重要な要素である。実施機関が保有する個人情報に本人が関与することで、各行政処分等を適正に受け、その安定的な執行に寄与し、個人の権利利益の保護を図るほか、実施機関の個人情報の適正管理に寄与するものである。

また、訂正請求は、訂正の対象となる個人情報を明確に特定する必要があることから、開示前置の考え方をとり、また、請求に当たってはその事実及び根拠を示すこととしており、個人情報の正確性を確保することとしている。

さらに、実施機関には適正管理上、訂正請求がなくとも随時個人情報を正確なものに保たなければならないことから、開示を受けた後、長期間経過した場合には、当該個人情報の取扱いが開示時点とは異なっている場合があること、また、すでに廃棄され存在しないことも想定され得る。さらに、本人にとってみれば、開示を受けた個人情報が事実と合致しない場合など、早急に訂正しなければ、誤った個人情報による不適正な行政処分等を受ける可能性もあり、当該本人にも早急に訂正請求を行うことが要請されるものである。

このことから、現行どおり、開示後は、何時でも訂正請求を可能とすることは適当ではなく、開示を受けた日から訂正請求を行うことができる一定の期間を設けることは、適当である。

2 改正の方向性について

- (1) 訂正請求が行える期間については、行政不服審査法による審査請求期間が「処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内」とされていること及び行政事件訴訟法による取消訴訟の出訴期間が「処分又は裁決があったことを知った日から3か月以内」とされていることを考慮すると、90日以内とすることが相当である。また、開示を受けた個人情報の内容及び取扱いの状況が、開示時点と異なることにはならない相当の期間と考えられる。
- (2) 期間経過後であっても、再度、開示請求を行った上で訂正請求を行うことを妨げないため、期間制限を設けることが請求者の権利の制限にはならないと考える。
- (3) 開示を受けることにより、訂正又は利用停止請求権を行使できるため、開示決定の失効期間の場合と異なり、訂正請求が行える期間については、請求者に特別な事情がある場合の例外規定を設ける必要はないものとする。

3 留意事項等について

実施機関には、保有する個人情報の正確性が求められていることから、個人情報に明白な誤りがある場合は、訂正請求の有無にかかわらず、自主的に訂正する必要がある。

第10 利用停止請求権

是正の申出制度を廃止し、利用停止請求権を規定することについて

(利用停止請求権)

- 1 何人も、開示を受けた個人情報に次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、次の各号に定める措置を請求することができる。
 - (1) 収集の制限に違反して収集されたとき 当該個人情報の消去
 - (2) 利用及び提供の制限に違反して利用又は提供されているとき 当該個人情報の利用又は提供の停止
 - (3) オンライン結合による提供の制限に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
 - (4) 消去又は廃棄の規定に違反して保有しているとき 当該個人情報の消去又は廃棄
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって第1による消去又は廃棄若しくは利用又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

- 1 利用停止請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日
 - (3) 利用停止請求に係る個人情報の特定に必要な事項
 - (4) 利用停止請求の内容及び理由
 - (5) その他実施機関が定める事項
- 2 利用停止請求をしようとする者は、自己が当該利用停止請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が指定するものを提出し、又は提示しなければならない。
- 3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求に対する決定等)

- 1 実施機関は、利用停止請求書が提出されたときは、当該利用停止請求書が提出された日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部を利用停止する旨の決定又は利用停止請求に係る個人情報の全部を利用停止しない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、第1により全部又は一部を利用停止する旨の決定をしたときは、速やかに、利用停止請求にかかる個人情報の全部又は一部を利用停止した上で、利用停止請求者に対しその内容及び理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1により利用停止しない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、速やかにその理由を書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1による期間内に利用停止決定等を行うことができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の期間及び理由を書面により利用停止請求者に通知しなければならない。

【趣旨及び内容説明】

1 規定の必要性について

条例第 23 条の是正の申出は、条例で認めている権利ではなく、実施機関が職権により調査、処理を行うことを制度化したものである。したがって、行政処分の性格を有せず、是正の可否の通知に不服があったとしても、不服申立て及び行政訴訟の対象とはならず、申出者にその権利を保障し、実施機関に是正の義務を課しているものではない。

これに対して、利用停止請求は、是正申出制度の全般を網羅するものであり、実施機関が条例に違反した個人情報の不適正な取扱いをしているとその本人が認める場合に、利用停止、消去、廃棄等を請求できる権利を認めるものである。

また、利用停止請求は、条例における個人情報の適正な収集、利用及び提供、適正管理等の取扱いに関する規範の実効性を担保するためのものであり、開示、訂正とともに一連の本人関与を構成する重要な要素である。

よって、条例の一層の安定的な執行及び個人の権利利益の侵害防止を図る観点から、是正の申出制度を廃止し、権利性の認められた利用停止請求権を規定することが、適当である。

2 改正の方向及び考え方について

(1) 利用停止請求は、訂正請求の開示前置の考え方と同様、開示を受けることを前提とすることが適当である。また、他法令の規定により開示を受けた場合についても、訂正請求同様、開示を受けたものとみなすことが適当である（項目第 12：他の法令との調整等参照）。

なお、開示前置の考え方によるのは、次の理由からである。

本人が偶然に自己情報の誤りを発見することは極めて稀である。

仮に、偶然に発見した場合でも、開示によりその事実を確認した上で利用停止請求を行うことが、利用停止請求を拒否された後の法定救済制度適用等の問題を考えた場合には適当である。

(2) 利用停止請求は、実施機関の個人情報の適正な取扱いを担保するためのものであることから、請求が可能な範囲は、第 8 条の収集制限、第 9 条の利用及び提供の制限、第 10 条のオンライン結合による提供の制限、第 11 条第 3 項の消去又は廃棄の措置の各規定に違反していると認められる場合とするのが適当である。

(3) 開示を受けた日から 90 日以内とする考え方は、項目第 9：訂正請求の第 2 (1) と同様である。

(4) 利用停止請求は、請求者の権利性を認めるものであり、法定救済制度が適用されることになるので、実施機関が決定した場合の理由提示、教示義務は当然であるが、その他決定期限等についても調査決定に要する必要最小限の期間とすることが相当であり、訂正請求の決定期限である 30 日以内を超える期間を要する合理的な理由はないことから、30 日以内とするとともに、訂正請求に準じた事務処理を行うことが適当である。

3 留意事項等について

(1) 利用停止請求は「権利」であることから、実施機関は、調査義務やその請求に理由があると認められる場合には利用停止義務を負うことになるが、当該個人情報の利用停止を行うことに

より、当該事務の達成不能、大幅な事務の停滞等を招くおそれもあり、利用停止を行うか否かの判断は、個人情報の取扱いの実態のほか、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と利用停止を行うことにより損なわれる公共の利益との比較衡量を行った上で、判断される必要があり、利用停止を行う範囲は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するため、必要な限度で行うことが適当である。

- (2) 利用停止を行うか否かの決定のための必要な調査とは、実施機関が、各規定に違反した取扱いがなされているか否かの事実を、利用停止請求者、実施機関の職員その他の関係者に対して説明又は必要な資料の提出、提示を求めることなど、できる限り具体的資料、事実を確認する必要がある。
- (3) 訂正請求同様、利用停止した場合に効果の及ぶ範囲は、当該請求に係る個人情報であり、利用停止前に既になされた行政行為又は処分には当然に影響を及ぼすものではないと考えられる。また、収集制限に違反して収集した個人情報を、他の都道府県等に提供していた場合であって、提供先が適正に収集を行っている場合には、本県の利用停止決定が、他の都道府県を拘束することは想定できず、提供先にまで利用停止を求めることは困難であると考えられる。
ただし、提供した実施機関として、実施機関が利用停止した場合には、提供先にその旨を連絡し、当該個人情報の返還又は利用停止を依頼するなど、必要な措置に努めることが望ましい。

第11 第三者照会

自己情報開示請求時、特定した個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合、当該第三者に意見書等を提出する機会を付与することについて

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 1 開示請求に係る個人情報に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が個人情報の開示義務(第8-1:非開示基準参照)第1第2号口又は同第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を裁量的開示(第7-2:裁量的開示参照)の規定により、開示しようとするとき。
- 3 実施機関は、第1及び第2により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書を提示した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
- 4 第3にかかわらず、実施機関は、正当な理由があるときは、第3に規定する期間を延長することができる。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合における手続)

前第3及び第4については、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

【趣旨及び内容説明】

1 規定の必要性について

自己情報の開示請求に係る行政文書に記録された個人情報に、第三者の情報が含まれている場合は、非開示とされる場合を除き、開示されることによって、第三者の権利利益の侵害を招くおそれがあり、その適正な保護を図るため、当該第三者に対し、開示されることについての支障の有無について、意見書提出の機会を付与すること、及び開示の実施前に当該第三者に対して争訟の機会を確保する必要性が要請されるところであるから、不服申立ての手続についても併せて、条例に規定する必要がある。

2 改正の方向及び考え方について

- (1) 国及び地方公共団体等については、意見を聴く必要があるときは、適宜の方法により意見を求めれば足りること、また、私人と同様の手続的な保障を図る必要性に乏しいことから、第三者から除くことが適当である。
- (2) 第三者に関する情報であっても、明らかに非開示になる情報や当該情報がすでに公にされている場合等、意見提出の機会を与える必要性に乏しい場合もあるため、次のとおり分類する必要がある。

実施機関が開示・非開示の判断の参考とするために必要と認めるときに行う場合

本来、非開示とされる情報であるものの、第三者の権利利益と開示することにより保護される個人の権利利益との比較衡量により開示しようとする場合（裁量的開示等）に、第三者の権利利益侵害のおそれがあるため、適正手続の観点から、第三者照会を義務付ける場合

- (3) 第三者の所在について、実施機関が合理的な努力を行ったにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合、手続の円滑な実施の妨げになることを避ける必要があるため、意見書の提出機会を与えないことについてはやむを得ない。
- (4) 第三者から反対意見書が提出され、第三者の意思に反して開示する場合には、保護されるべき第三者の権利利益の救済は極めて困難となり、当該処分は第三者の不利益処分となるため、争訟機会を確保する観点から、開示決定日と開示を実施する日との間に一定の期間を置く必要がある。その期間は、すでに第三者の意見を聴いていること、開示請求者の開示を受ける権利と第三者の争訟機会の確保の調整から2週間とするのが相当である。ただし、反対の意思を表示しないときにまで、当該期間を確保する必要性は認められない。
- (5) 2週間の期間によることができない場合もあり、その期間に「正当な理由があるときは、期間を延長することができる」旨の例外は必要である。
- (6) 反対意見書を提出した第三者から開示決定に対し不服申立てがあった場合で、実施機関がその不服申立てを棄却等する場合又は開示決定等を変更する場合等にも、権利利益保護のため、訴訟を提起する期間が必要とされるが、その場合にも(4)の考え方を準用することが適当である。

3 留意事項等について

- (1) 開示・非開示の判断は、あくまでも当該第三者に関する情報が非開示基準に該当するかどうか否かによって行われるものであり、実施機関は第三者の意見に拘束されるものではない。
- (2) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られており、開示決定を争おうとする第三者は、不服申立て又は訴訟を提起すると同時に、開示決定処分の執行停止の申立てをする必要があるが、執行停止の申立てについては、行政不服審査法上、教示義務はなく、当該申立てをせず開示されることで第三者の権利利益救済は不可能となるため、運用手続等において、実質的に執行停止制度の教示が行われるような措置を講ずることについても検討が必要である。
- (3) 第三者照会は、文書により行うことが適切であるが、第三者照会を行うことで開示請求者の権利利益を害するおそれもあることから、照会にあたっては開示請求者が特定されるなどの不利益が生じないように、慎重な運用が必要である。

第 12 他の法令との調整等 規定の見直しをすることについて

(他の法令との調整等)

- 1 実施機関は、他の法令（情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）を除く。）の規定により、開示請求者に対し、開示請求に係る個人情報閲覧又写しの交付等による方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、開示の方法の規定にかかわらず、当該個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を開示の方法に規定された閲覧とみなして、第1を適用する。
- 3 他の法令の定めるところにより自己に関する個人情報を訂正又は利用停止することができる場合は、訂正又は利用停止の規定は、適用しない。
- 4 第1及び第2の他の法令の定めるところにより、開示を受けた場合は、訂正請求又は利用停止請求の規定の適用については、開示を受けたものとみなす。
- 5 開示、訂正及び利用停止の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定の適用を除外されている個人情報については、適用しない。ただし、統計法及び統計報告調整法の規定による場合は、現行条例の規定による。

(適用除外)

- 1 開示、訂正及び利用停止の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更正緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更正緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

【趣旨及び内容説明】

1 規定の見直しの必要性について

(1) 他法令による開示規定等との調整

条例第26条第3項では、他法令に個人情報の閲覧等の手続の規定がある場合には、開示の規定を適用しないことを定めているが、これは、他の法令により個人情報を開示できる規定があり、その開示の方法が、条例に規定する方法と同一の方法である場合には、条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、条例による開示を適用しないことであり、このことを規定上においても明確なものとするため、その趣旨に沿って詳細に規定することが適当である。

なお、他法令の開示の方法が縦覧である場合は、条例第17条第1項（開示の方法）本文において、開示の方法として規定されていないが、閲覧と同趣旨の開示の形態であることから、縦覧を閲覧と見なすことを規定することが適当である。

(2) 利用停止請求を規定する場合との調整

利用停止請求を規定することにより、訂正請求の調整規定と同様、他法令の規定により利用

停止をすることができる場合には適用しない旨、さらに、利用停止請求についても、開示前置の考え方による場合には、他法令の規定により開示を受けた場合には、開示を受けたものとみなす旨の調整規定が必要である。

(3) 法律の規定により行政機関個人情報保護法の適用除外とされた個人情報との調整

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 15 年法律第 61 号）において、登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類等に記録されている個人情報については、一般の個人情報とは異なる独自の完結した体系的な開示制度が定められていることから、条例において、開示等の規定を適用する必要性は認められず、適用除外とすることが適当である。

(4) 犯歴情報の条例上の取扱い

刑の執行等に関する事項を記録する個人情報（いわゆる犯歴情報）は、開示等の対象とすることで前科チェックシステムとして悪用される危険性があるなど、本人の社会復帰や更生保護上問題となり、本人の不利益になるおそれがあることから、これらの個人情報を保有している県警等が実施機関に加わる場合には、適用除外とすることが適当である。

2 留意事項等について

(1) 他法令との調整は、他法令の規定により、条例と同一の方法で開示を受けることができる場合には、条例による開示等を行わないことであり、実施機関の個人情報の適正な取扱いを定めた条例の各規定まで除外するものではない（ただし、統計法関連を除く）。

(2) 他法令との開示の実施の調整規定は、他法令の開示の方法が、閲覧である場合等は、条例においては閲覧による開示は行わないが、写しの交付の方法による開示については、条例に基づき開示請求を行えるものであり、他法令に開示の方法について、いずれかの規定があることを理由に、開示請求を拒否するといった運用がなされないよう留意すること。他法令で閲覧等の期間が定められている場合は、当該期間内に限り調整されることになることにも同様に留意する必要がある。

第13 罰則規定

職員及び受託業務従事者への罰則等を規定することについて

(罰則)

- 1 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人情報を検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 2 第1に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（第1に掲げる行政文書を除く。その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 第1に掲げる者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真及びスライドフィルム並びに電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 宮城県個人情報審査会委員で、その守秘義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 6 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

- 1 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前第1、第2又は第3の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前各第1、第2又は第3の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について第1の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

【趣旨及び内容説明】

1 規定の必要性について

現在、条例では、地方公務員法の守秘義務違反等に対する罰則がすでに存在しており、新たに罰則規定を設ける必要性が乏しいとの理由から、個人情報の不正提供、漏えい等に対して、罰則は定められていなかった。

しかし、ここ数年の個人情報漏えい事件等の多発、IT社会の進展、さらに、個人情報の性質上、その漏えい等の事態が生じると、県民の生命、身体又は財産等その他権利利益に直接的に影響を及ぼすおそれがあり、個々に与える被害は甚大なものになりかねず、個人情報の適正な取扱いの確保は、これまで以上に強く要請されているところである。

このことから、条例における実施機関の個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図る目的を、より一層実効性のあるものとして担保するとともに、県に対する県民からの信頼を確保するため、地方公務員法の守秘義務違反等に対する罰則に加え、条例の各義務に違反した場合にも罰則を科すことが適当である。

2 改正の方向及び考え方について

職員，受託業務従事者等への罰則（（罰則）第1～第4）

条例において，個人情報の適正な取扱い等の義務が課せられている職員又は職員であった者を罰則の対象主体とすることに関しては，議論の余地はない。さらに，個人情報の外部漏えい等に関する事案の多くが，委託業務の受託先からのものであること，受託者は委託業務において，実施機関の保有する個人情報を取り扱うことになり，その不正提供等による個人の権利利益の侵害の程度は，実施機関の職員等と何ら異なるところがないことから，実施機関から委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者に対し，職員等と同様の義務を条例で課し，これらの者も罰則の対象主体とすることが適当である。

なお，受託業務従事者等に関しては，入力等の受託業務作業等に直接的に従事する者に対して科されることになると考えるが，運搬等に携わる者，従事者等の管理者等，当該受託業務に係る個人情報に関与することができる職，地位にあり，実際に関与する者に関しても，罰則の適用対象範囲とすることが適当である。

(1) 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

第1について

個人の秘密に属する事項が記録された行政文書の中でも，特定の個人を容易に検索することができるように体系的に構成されている行政文書は，他の行政文書と比べ，正当な理由もなく提供され，漏えいした場合には，個々人に与える被害は最も甚大なものとなり，被害の広範性を招くとともに，社会に与える影響も大きいことから，地方公務員法第60条の守秘義務違反に対する罰則の量刑を加重し，地方自治法第14条第3項の規定において条例上の限度とされている量刑を科すことが適当である。

なお，この場合の「個人の秘密に属する事項」とは，地方公務員法にいう「秘密」と同義であり，一般的に了知されていない事実であって，それを了知させることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの，いわゆる実質秘と解するものである。

また，「行政文書」とは，文書又は電磁的記録のどちらで提供した場合でも，その被害は同程度であることから，条例第2条第4号と同義とすることが適当である。

(2) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

第2について

個人の秘密に属する事項が記録された行政文書のうち，第1に掲げる行政文書以外のものが，正当な理由もなく提供され，漏えいした場合には，被害の広範性，社会性は，若干低くなるものと考えられるが，個々人に与える被害の甚大性は，第1と異なるところはない。また，地方公務員法第60条の守秘義務違反に対する罰則に委ねることもできるが，同法の量刑である「1年以下の懲役又は3万円以下の罰金」では，建議の他の罰則と比較すると格差が生じることになり，適当とはいえない。

このことから，体系的に構成されていない行政文書であっても，個人の秘密に属する事項が記録されているものであれば，適正な取扱いを確保しなければならないことは当然であり，罰則を科すことが適当であるが，量刑に関しては，建議の他の罰則及び地方公務員法第60条の量刑と衡量し，当該量刑を科すことが適当である。

第3について

業務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報については，個人の秘密に関わるものであるか否かを問わず，不正な利益を図る目的で利用又は提供（盗用）される行為は，本県の個人情報の適正な取扱いに対する信頼を著しく損なうほか，個人の秘密に属する個人情報である場合は，個人に与える被害は，第1及び第2と異なるところがないことから，他

法令の不正目的の提供等に係る罰則の量刑と比較衡量し、当該量刑を科すことが適当である。

第4について

職権を濫用し、実質秘に相当する個人情報を収集することは、条例の各規範を著しく損なうとともに、第3と同様、本県の個人情報の適正な取扱いに対する信頼を著しく損なうものであり、これらの行為に対しても前記と同様、1年以下の懲役又は50万円以下の罰則を科すことが適当である。

なお、職権濫用行為を対象とすることから、主体は職員のみであり、また、収集行為は、行政文書に記録されたものに限られないことから、有形的な物件を収集する行為で、収集する意思をもって行う行為を対象とすることが適当である。

宮城県個人情報保護審査会委員への罰則（第5）

審査会委員については、現在の法令又は条例においても、罰則が科される規定がない。また、委員は、個人情報に限らず、その審理の過程において、職務上様々な秘密を知り得ることになり、条例第38条において委員に対しても守秘義務が課せられているが、実効性を担保する観点からは、職員等と異なるところがなく、まして、公平中立である第三者機関の委員の性質上、秘密を漏えいした場合には、その信頼が著しく損なわれることになることから、罰則の対象から除外する合理的な理由はない。

このことから、委員も罰則の対象とすることが適当であるとともに、他法令及び前記罰則等と比較衡量により、当該量刑を科すことが適当である。

偽りその他不正の手段により開示を受けた者への罰則（第7）

自己情報開示請求の手續において、身分証明書等により請求者本人か否かを確認することは、個人情報という性質上の観点からであることはもちろんのこと、第三者に個人情報が開示されることにより、個人情報の本人の権利利益の侵害を防止することが目的である。偽りその他不正な手段により開示を受けた場合には、当該行政目的のために定められた厳格な開示制度の秩序を侵害するものであり、開示手續の適正化を担保する必要性が認められることから、その制裁としての秩序罰である過料を科すことが適当である。

なお、他法令及び他条例等と比較衡量し、地方自治法第14条第3項において条例上の限度とされている5万円以下の過料とすることが適当である。

両罰規定

項目第15のとおり、受託業務従事者等に職員等と同様の義務を課し、さらに、委託を受けた法人等に対しても「個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない」と義務規定を設ける場合には、その管理責任を果たす義務が課せられることになる。

しかし、受託業務従事者等の違反行為が法人等の組織の一員として法人のためになされた場合でも、法人を直接罰することはできない。また、法人等が必要な措置を講じない、管理体制が不十分であったために、漏えいした場合等でも、現状では民事上の責任を追及するに留まる。

委託に係る個人情報の漏えい防止等を図るためには、業務従事者等の義務の実効性を担保するだけでなく、その背後にある実質的な利益の帰属主体である法人等に対しても当該義務の実効性を担保する必要性が認められることから、両罰規定を置くことが適当である。

3 留意事項等について

- (1) 罰則の適用対象等に疑義が生じることがないように、各規定との整合性及び構成要件、対象範囲等をできる限り明確にしておく必要がある。
- (2) 地方公務員法又は刑法等との関連を整理しておく必要がある。
- (3) 不正な利益を図る目的で、職員等をそそのかし、提供を受けた者等への罰則(いわゆる教唆、ほう助等)について

条例上、職員等には、適正な取扱いの義務を課し、さらに前記建議において罰則を科すことで、一層の実効性を担保することとしているが、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で、実施機関の保有する個人情報の提供を受けるべく企て、職員等をそそのかし、又はそのほう助により提供を受けた者は、当該職員等の義務を侵害し、間接的にその違反を共助する側面があると同時に、その実質的な利益が帰属するのは受領者側であり、実害はむしろ提供後に生じるものと考えられる。また、条例において前提となるのは、個人情報を保護することであり、当該観点からは、職員及び受託業務従事者等が提供する行為にのみ罰則を適用するだけでなく、違反行為を共助して提供を受けた者にも罰則を科し、当該観点の実効性についても担保すべきであるとの議論があるが、構成要件等を定めるにあたり、憲法上の問題等が生じるおそれがあることから、条例に規定するか否かについて、慎重に検討を行った上で、判断すること。

(参考)自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、第1、第2又は第3に掲げる行為を企て、命じ、そそのかし、又はそのほう助により、第1、第2又は第3に掲げる行政文書若しくは個人情報の提供を受けた者は、それぞれ第1、第2又は第3の刑に処する。

第14 個人情報保護審査会 審査会の権限を条例に明記することについて

個人情報保護審査会

(審査会の調査権限)

- 1 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等又は訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る個人情報記録されている行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から第1による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、開示決定等又は訂正決定等若しくは利用停止決定等について、審査会への諮問第2（後述・不服申立て参照）により提出された資料のほか、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等又は訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る個人情報の内容及び当該決定等を判断した理由を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1及び第3に定めるもののほか、審査会は、不服申立に係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認めるものにその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 第4に定めるもののほか、審査会は、その権限に属する事項の審議及び建議事項を行うため、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(意見の陳述)

- 1 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 第1の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

- 1 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

- 1 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。
- 2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(会議開催の原則)

審査会の会議は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）第19条の規定に関わらず、次の各号の定めるところにより行うものとする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 条例の規定に基づく諮問（事業者が個人情報の保護を行うための指針に係るものを除く。）に応じて審議する会議は、公開しない。

(2) 建議事項及び事業者が個人情報の保護を行うための指針に係る諮問を審議する会議は、公開する。

(答申書の送付等)

- 1 審査会は、不服申立てに係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。
- 2 第1の答申のほか、実施機関からの諮問に対して答申をしたとき又は個人情報保護制度に関して実施機関に建議をしたときは、その内容を公表するものとする。

不服申立て

(審査会への諮問等)

- 1 開示決定等又は訂正決定等若しくは利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、当該不服申立てが不適法である場合を除き、審査会に諮問しなければならない。
- 2 第1の場合において、第1の実施機関は、審査会に対し、審議に必要な資料を提出するものとする。

(諮問をした旨の通知)

- 1 開示決定等又は訂正決定等若しくは利用停止決定等について、不服申立てがあり、審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 不服申立人及び参加人
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 前第1の不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(答申の尊重)

諮問実施機関は、不服申立てに係る審査会への諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該不服申立てについての決定又は裁決を行わなければならない。

【趣旨及び内容説明】

1 条例に明記することの必要性について

(1) 審査会の権限

審査会に関して、条例第32条から第39条にその設置、組織、運営等について規定されているが、開示決定等についての不服申立てによる実施機関からの諮問に対しての調査権限等については、同審査会運営要領で定められている。

条例上の審査会の権限は、開示等の不服申立てがあった場合などの実施機関からの諮問に対する答申、その他個人情報保護制度の運営に関する重要事項について建議を行うことなどである。

また、条例改正の検討に当たり、存否応答拒否等の個人の権利利益に関わる重要な項目が条例に規定される場合、個人情報保護条例の適切な運用を図る上で、第三者機関である審査会の公平中立、的確及び迅速な判断がこれまで以上に要請されることになる。

そのため、現在、要領に定められている審査会の調査権限等について、より明確なものにするとともに、実施機関及び県民等一般にも広く認識されるよう、条例に明文化することが適当である。

(2) 不服申立ての諸規定

審査会の調査権限等を条例に明記した場合、開示決定等についての不服申立てに係る諸規定にも、審査会と密接に関わる部分については、前述と同様の理由から、諮問実施機関の資料提出、答申の尊重等を明記することが適当である。

また、諮問実施機関が、審査会に対し諮問をした場合には、説明責任の観点から、関係者に諮問した旨を通知することについても、条例に明記しておくことが適当である。

第 15 外部委託に係る受託者等の義務

受託業務に従事した者等に対して、県の職員又は職員であった者が負う義務と同様の義務を課すことについて

(安全確保の措置)

- 1 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(従事者等の義務)

前第 2 の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【趣旨及び内容説明】

1 義務規定とすることの必要性について

条例第 13 条では、実施機関に対し、個人情報取扱事務を委託する場合に必要な措置を講じること、さらに、委託を受けたものに対して、必要な措置を講じること及び受託業務従事者等に対して、不当な目的に使用してはならない旨等を規定しているが、規定上は努力義務を課しているにすぎない。また、同条に基づき策定された個人情報取扱事務の外部委託基準で、委託する場合の実施機関の留意事項として、委託先の慎重な選定、個人情報の適切な取扱い及び必要な措置を講じることが契約書等で明記することなどを定めている。

しかし、個人情報の紛失、漏えい等に関する事案は、外部委託に伴う受託先からのものである場合が全国的にも多く、また、委託に伴う個人情報は、実施機関の保有する公益性が高く、個人の秘密に属する様々な個人情報を含む場合もあり、その紛失、漏えい等による個人の権利利益の侵害の程度は、実施機関が漏えいした場合と何ら異なるところはない。

このことから、実施機関に対し必要な措置を講じる義務を課し、さらに、受託を受けたものに対しても、実施機関と同様の義務を課し、個人情報の漏えい防止等のために必要な措置を講じることが義務付けるとともに、受託業務従事者又は受託業務に従事していた者に対して、受託業務に係る個人情報の保護について実施機関の職員又は職員であったものが負う義務と同様の義務を課すことが適当である。

2 改正の方向及び考え方について

- (1) 個人情報の保護を徹底する観点から、個人情報取扱事務は原則委託禁止とする議論もあるが、現状において広く認められている委託業務を原則禁止とし、その例外を列挙することは現実的ではなく、条例では、職員等と同様の義務を課し、罰則を設けることで、その実効性を担保していくことが適当である。
- (2) 条例の規定以外にも、委託業務内容の分類等に応じて委託基準を見直すこと、委託業務遂行上の留意事項についてガイドラインを定める等、総合的な施策を講じ、委託に伴う個人情報の保護について、その実効性をより一層確保することが必要である。

第 16 その他

1 事業者が取り扱う個人情報の保護について

(事業者が取り扱う個人情報の保護)

事業者が取り扱う個人情報の保護については、これまでと同様その適正な取扱いに努めるよう一般的な責務を課することが適当である。

(事業者の登録制度)

事業者登録制度については、条例に規定することが望ましい。しかし、制度化にあたっては、個人情報保護の効果、効率的な事務事業の遂行、委託事業における個人情報漏えいの防止等の観点や個人情報の保護に関する法律の動向を見極めながら、組織内でその必要性を慎重に検討する必要がある。

【趣旨及び内容説明】

1 必要性等について

個人情報保護法の規定に基づき、政令で定める事業者は一定の義務を負うことになるが、すべての事業者に当該義務を課すものではないため、条例では、個人情報保護法や個別法の義務規定から除外されている事業者に対して、事業者の努力義務を引き続き規定する必要がある。

なお、個人情報保護法による制度の内容が明らかになることによって、知事の定める指針等の改正が必要になると思われるが、詳細が明確にされていない現段階では具体的検討はできない。今後予定されている政令省令等の公布や国民生活審議会の審議を経て閣議決定される「個人情報の保護に関する基本方針」の内容を見ながら、指針等の見直しを見極める必要がある。

また、事業者登録制度は、事業者が行う個人情報の取扱いの概要を県民に明らかにすることにより、個人情報収集時の取扱いの目的の範囲を越えて利用されること等に対する県民の不安感を軽減するとともに、事業者の個人情報の適正な取扱いを促すことに繋がるため、制度化することが望ましい。さらに、実施機関が個人情報を含む業務を事業者に委託する場合、個人情報の取扱いを事業者任せにせず、実施機関が積極的に個人情報の漏えい等を防止する必要があることから、現在規定している指針、委託基準等の改正、委託事業者等への罰則規定の新設に加え、当該登録制度を活用して個人情報保護に係る最低限の体制の整備を事前に確認することにより、実施機関の個人情報保護の徹底及び事業者の個人情報保護の取り組みを促す必要がある。

2 留意事項等について

事業者登録制度を導入しようとする場合は、単に個人情報取扱事業者であることを登録する制度としてだけでなく、委託業務に伴う入札参加資格制度等と関連させ、一定の実効性のある制度とする方向性で検討するべきであるが、各実施機関相互間での連携が必要不可欠と考えられることから、十分に調整を図る必要がある。

また、当該制度の導入後には、登録した事業者の不適正な取扱いが判明した場合等に登録を撤回することが想定されるとともに、県への信頼及び当該登録制度自体への信頼を損なうことになるため、撤回の根拠規定の明確化及び撤回された事実を公表する制度の創設の必要性があるとともに、登録審査、運営状況の確認・監査等当該制度運用の根幹をなす事項を慎重かつ十分な検討の上、制度化することが必要である。

2 個人情報を含む文書の廃棄等について

(適正管理)

- 1 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄等)

実施機関は、個人情報取扱事務の目的に照らし、保有の必要がない又は保有の必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去の措置を講じなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料として保存される行政文書に係るものは、この限りでない。

【趣旨及び内容説明】

1 規定の必要性について

条例第 11 条では適正管理を規定し、第 3 項で保有の必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去の措置を講じることが義務付けられている。

この場合の「保有の必要がなくなった個人情報」とは、文書規程（昭和 43 年宮城県訓令甲第 4 号）により保存年限が規定されている行政文書に記録されている個人情報については、当該保存年限が経過したものであるとともに、保存年限が規定されていない行政文書に記録されている個人情報は、当該情報が事務の用に供されなくなったことをいうものである。

しかし、各実施機関においては、一方的に送付されてくる個人情報や事務事業の遂行上、必要とはしないが、何らかの事由により個人情報を保有している場合がある。これは本来、収集制限において、規制されるべきところであるが、単に取得又は保有してしまうといった場合も想定されるところである。

適正管理上、個人情報の消去又は廃棄は重要な要素であり、事務事業遂行の上で、利用する目的及び必要性のない単に保有している個人情報や保存年限が満了したにも関わらず、保有を継続する場合などを防止し、その適正な取扱いを義務付けるため、適正管理とは別立てとして廃棄に関する規定を設け、明確化することが適当である。

2 留意事項等について

当該規定の内容に限ったことではないが、条例の目的を実施機関において徹底するため、その職員等への普及啓発に努めること。

3 事案の移送を規定することについて

開示請求の事案の移送

(事案の移送)

- 1 実施機関は、開示請求に係る個人情報^が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等^をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 第1により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等^をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 第2の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定等^ををしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

訂正請求の事案の移送

(事案の移送)

- 1 実施機関は、訂正請求に係る個人情報^が前第3に基づく開示に係るものであるときその他他の実施機関において訂正する旨の決定若しくは訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）^をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 第1により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等^をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 第2の場合において、移送を受けた実施機関が訂正の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

【趣旨及び内容説明】

1 規定の必要性について

開示請求に係る個人情報^が他の実施機関から提供されたものであるときや、開示請求に係る個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務又は事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資する場合もあると考えられるので、開示請求を受けた実施機関は、他の実施機関と協議の上で、事案を移送することができる規定を創設することが適当である。

訂正請求に係る事案の移送についても、同様の考え方から規定を創設することが適当である。

2 改正の方向及び考え方について

- (1) 事案の移送を行う場合には、単に協議をしたという事実があれば移送できるということではなく、実施機関相互の協議が整った場合に移送できるものであり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が開示決定を行うことになる。

- (2) 事案の移送は、実施機関相互間の関係であり、行政内部の問題であることから、開示決定等の期限については、当初の開示請求のあった日から進行する。よって、請求を受けた日から 15 日以内に移送を受けた実施機関は開示決定を行う必要がある。
- (3) 事案の移送をした場合、請求者に知らせなければ移送の事実を開示決定の段階まで知り得ないことになるため、説明責任の観点から移送した実施機関や理由等を請求者に通知する必要がある。
- (4) 移送した場合も、移送した実施機関において、その開示の実施が円滑に行われるよう、協力することを明確にし、請求者が移送により不利益が生じないようにする必要がある。
- (5) (1)から(4)の考え方は、訂正請求に係る事案の移送についても、同様である。ただし、訂正請求の場合には、移送した実施機関でも同様の個人情報を持していることから、移送を受けた実施機関で訂正決定し、訂正した場合には、移送した実施機関でも訂正しなければならない。

3 留意事項等について

再移送を行うことや実施機関内部の協議で時間を要したりすることは、請求者との関係で適当でないことは当然であり、事案の移送に当たっては、十分に留意する必要がある。

4 独立行政法人等及び地方独立行政法人の取扱いについて

独立行政法人等及び地方独立行政法人の、構成及びその取り扱う事務事業の性質、並びに個人情報の適正な取扱いに関する関係法令の整備状況を勘案し、条例の各関係規定においては、独立行政法人等は国と、地方独立行政法人は地方公共団体と同列の機関として位置付けることが適当である。

【趣旨及び内容説明】

1 規定の必要性について

独立行政法人等は、国とは別の法人格を有するが、従来、国の一部を構成していたものであり、現在も国から事務事業等の委託を受ける等、公益性の高い事務事業を遂行しているとともに、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）の成立に伴い、独立行政法人等に対しても、その保有する個人情報の適正な取扱いが義務付けられている。

また、地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）の成立を受け、今後、各地方公共団体で設立され、又は設立を検討することになると考えられるが、その構成及び取り扱う事務事業の性質は、独立行政法人等と同様であるとともに、個人情報保護法において、地方公共団体に対し、地方独立行政法人の保有する個人情報の適正な取扱いの確保のため、必要な措置を講ずることに努めなければならないとされている。

このことから、条例の各規定においては、独立行政法人等は国と、地方独立行政法人は地方公共団体と同列の機関として位置付けることが適当である。

2 改正の方向及び考え方について

- (1) 「独立行政法人等」とは、独立行政法人等個人情報保護法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。

(2) 「地方独立行政法人」は、地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(3) 各独立行政法人に関して、条例上、改正が必要とされる内容は、次のとおりである。

個人情報、事業者の定義において除外される法人その他の団体の役員に関する情報の取扱いについて、各独立行政法人等を国及び地方公共団体と同様に取り扱う(条例第2条第1号、第3号)。

収集制限、利用及び提供の制限の各号の例外規定において、各独立行政法人等を国及び地方公共団体と同様に取り扱う(条例第8条第3項第5号、第6号、第9条第6号)。

各独立行政法人等の役職員に関する情報は、国家公務員及び地方公務員に関する情報と同様に個人情報の例外とし、非開示情報としない(項目第8-1非開示基準・建議第1(2)八)。

非開示情報となる法人情報等の取扱いについて、各独立行政法人等を国及び地方公共団体と同様に取り扱う(項目第8-1非開示基準・建議第1(3),(5),(6))。

第三者に対する意見書提出の機会の付与等について、各独立行政法人等を国及び地方公共団体と同様に取り扱う(項目第11第三者照会・建議(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)第1)。

第 17 条例改正に係る附帯意見

1 個人情報保護条例の改正においても、条例の基本的な考え方である第 1 条の目的は、改正の必要がないと考えている。むしろ、その目的である個人情報の保護を徹底するため、例えば、敢えて行政機関個人情報保護法で規定がない「不正な利益を図る目的でそのかし等により提供を受けた者」への罰則を検討しているものである（憲法上の問題等が生じるおそれがあるため、留意事項に留めている）。

このように実際の条例改正に当たっては、個人情報の適正な取扱いの確保や個人の権利利益の侵害の防止等、条例の目的の精神を貫き、決して条例の趣旨を後退させることのないよう配慮されたい。

2 利用提供の制限の例外のうち、公的機関への提供は、「相当の理由」があると実施機関が認める限りにおいて可能になっている。公的機関への提供とはいえども個人の権利利益を侵害する場合は提供を行ってはならず、条例の規定は非常に問題であるが、削除することにより、事務事業への影響も大きいことを考慮し、やむを得ず規定をそのまま残したものである。運用に当たっては、「相当の理由」の解釈を厳格に行い、万が一にも個人の権利利益の侵害がなされる事態が生じないよう万全を期されたい。

3 非開示基準の見直しのうち、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行等のいわゆる公共安全情報に対する第一次判断権を認めたのは、行政機関個人情報保護法や情報公開条例ですでに規定されていることが大きな要因となっている。

したがって、情報公開条例の附則に施行後 4 年を目途（平成 16 年度）として、見直しが行われる旨規定されており、当該見直しにより第一次判断権が改正されるときは、個人情報保護条例の公共安全情報の規定も見直しを検討すべきである。

4 施行日については、個人情報保護法の基本法部分が施行されているため、速やかに施行されることが必要であり、今後の法令審査などを吟味しても、平成 16 年 4 月 1 日が望ましい。

しかし、公安委員会、警察本部長については、これまで実施機関に入っておらず、個人情報保護の趣旨を警察職員へ徹底するための研修の実施や個人情報の保有に関する詳細な調査を行い、情報の分類を行う必要があるため、施行後最長 1 年間の準備期間を置くことはやむを得ないと判断した。

なお、公安委員会、県警本部長については、速やかに組織内の体制を万全のものとして、条例施行にあたっては、円滑に移行できるように努めるべきである。

(別表)

行政警察・司法警察分野の個人情報又は個人情報取扱事務の区分概要

行政警察分野	司法警察分野
<p>(1) 犯罪防止についての研究, 研修, 啓蒙活動, 防犯資機材の普及等</p> <p>(2) 職域での民間防犯活動への協力, 巡回等による各世帯確認等</p> <p>(3) 災害警備に関するもの</p> <p>(4) 選任警備員指導教育責任者等の管理に関するもの</p> <p>(5) 自転車の防犯登録に関するもの</p> <p>(6) 被疑者留置規則等に基づく被疑者の留置管理に関するもの</p> <p>(7) 警察法に基づく苦情の処理</p> <p>(8) 遺失物法に基づく遺失・拾得物の取扱いに関するもの</p> <p>(9) 警察署協議会運営要綱に基づく警察署協議会の運営に関するもの</p> <p>(10) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律に基づくもの</p> <p>(11) 天皇の国事行為に基づく叙位, 叙勲, 褒章に関するもの</p> <p>(12) 争訟事件の処理に関するもの</p> <p>(13) 家出人の受理・手配に関するもの</p> <p>(14) 質屋営業法, 古物営業法, 警備業法, 風営適正化法, 火薬取締法, 銃刀法の許認可, 届出等の各法令による許認可事務に関するもの</p> <p>(15) 暴力団対策法に基づく事業者に対する援助(不当要求防止責任者講習)に関するもの</p> <p>(16) 道路交通法に基づく許可, 証明等に関するもの 安全運転管理者の届出, 緊急自動車の指定, 道路使用許可制限外許可, 通行禁止道路通行許可, けん引の許可, 駐車禁止除外許可</p> <p>(17) 運転代行業適正化法に基づく運転代行業の許可に関するもの</p> <p>(18) 自動車保管場所法に基づく保管場所の証明許可に関するもの</p> <p>(19) 行列行進集団示威運動に関する条例に基づく行列行進集団示威運動の許可に関するもの</p> <p>(20) 情報公開条例に基づく開示請求の取扱いに関するもの</p> <p>(21) 宮城県交通安全推進隊の設置及び運用に関する要綱に基づく交通安全推進隊の認定等に関するもの</p> <p>(22) 地域交通安全活動推進委員制度に基づく推進委員の委嘱等に関するもの</p> <p>(23) 施設(警察庁舎)見学の申込受理に関するもの</p> <p>(24) 宮城県警察情報管理システム運用要領に基づく入退室の管理に関するもの</p> <p>(25) 少年警察ボランティアの委嘱に関するもの</p> <p>(26) 請願に関するもの</p> <p>(27) 水難, 山岳遭難等における人命救助及びこれらの事故防止に関するもの</p> <p>(28) 犯罪被害者等給付金の支給に関するもの</p> <p>(29) 運転免許証の交付及び更新, 取消及び停止等の運転免許事務に関するもの</p> <p>(30) 上記に掲げたもののほか, 一般に公にしても犯罪を誘発し, 又は犯罪を容易にするおそれがない, いわゆる行政警察活動に関連して取り扱う個人情報又は個人情報取扱事務</p>	<p>犯罪の予防 刑事犯であると行政犯であるとを問わず, 犯罪の発生を未然に防止することをいい, これに伴い取り扱う個人情報又は個人情報取扱事務</p> <p>(1) 将来的に発生する犯罪に備えるため, 犯罪手口, 犯歴等の基礎的な個人情報を収集管理するもの</p> <p>(2) 直接的な予防措置として, 保護対象者等の警戒, 職務質問等により随時個人情報を取り扱うもの</p> <p>犯罪の鎮圧 犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり, 犯罪発生後において, その拡大を防止し, 又は終息させることをいいこれらに伴い取り扱う個人情報又は個人情報取扱事務</p> <p>(1) 警察官職務執行法の規定による犯罪行為の制止, 精神錯乱者等の保護, 危険な事態における避難等の措置, 刑事訴訟法の規定に基づく逮捕</p> <p>犯罪の捜査 捜査機関が犯罪があると判断されるときに, 公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいい, これら捜査活動全般に伴い取り扱う個人情報又は個人情報取扱事務</p> <p>公訴の維持 提起された公訴の目的を達成するため, 終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証, 公判準備などの活動をいい, 司法警察職員が刑事訴訟法第 193 条等の規定に基づき, 検察官の指示・指揮等に従い活動する場合に伴い取り扱う個人情報又は個人情報取扱事務</p> <p>刑の執行 犯罪に対して科される制裁を刑といい, 刑法第 2 章に規定された死刑, 懲役, 禁錮, 罰金, 拘留, 科料, 没収, 追徴及び労務留置の刑又は処分を具体的に実施することをいい, これらに伴い取り扱う個人情報又は個人情報取扱事務。また, 保護観察, 勾留の執行, 保護処分の執行, 観護措置の執行, 補導処分の執行, 監置執行についても, 刑の執行に密接に関連するものであることから, 登録簿, 収集の制限等の規定を適用させ, この取扱い等を公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし, 公共の安全等に支障を及ぼすおそれがあるもの。</p> <p>その他の公共の安全と秩序の維持 「犯罪の予防, 鎮圧又は捜査, 公訴の維持, 刑の執行」に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味し, 次の対策防止, 規制等の活動に関連して取り扱う個人情報又は個人情報取扱事務</p> <p>(1) 暴力団対策(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)</p> <p>(2) 破壊的団体(無差別大量殺人行為を行った団体を含む。)の規制(破壊活動防止法), 諜報活動等の対日有害活動やテロ活動等の防止又は規制</p> <p>(3) 刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件又は独占禁止法違反の調査活動等</p> <p>(4) つきまとい(ストーカー行為等の規制等に関する法律)</p> <p>(5) ハイテク犯罪等の規制(不正アクセス防止法)</p> <p>(6) 暴走族対策及び暴走族に係る事件捜査等関連</p> <p>(7) その他上記の司法警察分野の分類に掲げたものに関わる活動等に関連して取り扱う個人情報又は個人情報取扱事務</p>

注 現時点で分類した概要であることに留意し, 実施機関が適用する場合は, 厳格に判断の上, 適用すること。

審 議 経 過

区 分	開催年月日	主 な 審 議 内 容
第 1 回	平成15年 7 月 14 日 (第64回審査会)	1 知事からの意見依頼 2 検討項目の審議 (1) 対象実施機関の拡大 (2) 自己情報開示請求・訂正請求の対象 (3) 収集の制限 (4) 利用及び提供の制限
第 2 回	平成15年 8 月 8 日 (第65回審査会)	1 人事課からの意見聴取 2 検討項目の審議 (1) オンライン結合 (2) 開示請求権 (3) 開示決定
第 3 回	平成15年 8 月 26 日 (第66回審査会)	1 県警本部，教職員課から意見聴取 2 検討項目の審議 (1) 非開示基準 (2) 訂正請求 (3) 利用停止請求権
第 4 回	平成15年 9 月 17 日 (第67回審査会)	1 検討項目の審議 (1) 第三者照会 (2) 他の法令等との調整 (3) 罰則規定 (4) 個人情報保護審査会 (5) 外部委託に係る受託者等の義務 (6) その他個人情報保護制度に関すること
第 5 回	平成15年10月 7 日 (第68回審査会)	1 県警本部から意見聴取 2 建議案の審議
第 6 回	平成15年10月29日 (第69回審査会)	1 県警本部から意見聴取 2 建議案の審議
建 議	平成15年10月31日	1 知事へ建議

宮城県個人情報保護審査会委員名簿

役職	氏名	職業	備考
会長	ば ば とおる 馬 場 亨	弁護士	
会長職務 代理者	なる せ ゆき のり 成 瀬 幸 典	東北大学大学院法学研究科助教授	
委員	あ へ じゅん こ 阿 部 順 子	仙台YMCA ホテル専門学校講師	
委員	むら まつ あつ こ 村 松 敦 子	弁護士	
委員	い さか まさ ひろ 井 坂 正 宏	東北学院大学法学部講師	

(敬称略)